

東日本大震災にかかると被災地の復興のための 優遇措置のごあんない

東日本大震災により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。
福祉医療機構では、被災地の皆さまの復興を支援するため、平成23年度第3次補正予算において、被災により孤立した高齢者や障害者の方が住み慣れた地域で、今までどおりのサービスを継続的に受けられる地域コミュニティの復興のため、新たに実施する小規模の施設整備に対する優遇措置を講じております。

これからも被災地の皆さまの復興支援に全力で取り組んで参ります。

1. ご利用いただけるお客さま

東日本大震災の特定被災区域で、市町村等の策定する復興計画を踏まえ、小規模の社会福祉施設を新たに設置する被災していない事業者等（県または市区町村が発行した意見書において「被災地の復興に資する整備」であることが明記されているもの）

2. ご融資の窓口

独立行政法人福祉医療機構 福祉医療貸付部福祉審査課

TEL：0120-3438-62

（震災相談窓口直通 平日9：00～17：00）

FAX：03-3438-0583

メール：wam_fukushi01@wam.go.jp

3. ご融資の概要

設置・整備資金

4. 優遇措置の内容（主なもの）

利率については以下の通り

①無利子期間：当初5年間

②6、7年目：通常金利より優遇

設置・整備資金（復興のための資金）

東日本大震災における特定被災区域において、被災地復興のため、市町村等の策定する復興計画を踏まえ、被災していない法人等が新規に実施する小規模の整備事業であって、県または市区町村長が発行した意見書において「被災地の復興に資する整備」であることが明記されているものに対して優遇措置を講じます。

貸付条件		
貸付対象施設等	小規模な介護サービス事業や障害福祉サービス事業に係る施設 (詳細別紙参照)	
貸付限度額	所要額の100%※1	
償還期間 (据置期間) ※2	耐火	30年以内(3年以内)
	準耐火	20年以内(2年以内)
	その他	15年以内(2年以内)
貸付利率※3	当初5年間は、無利子となります。6年目以降は償還期間等によって利率が異なります。また、10年ごとに金利を見直す制度もあります。	
担保	不動産担保 ※無担保は1,000万円まで	
保証人	保証人不要制度※4又は個人保証を選択	

※1 補助金を除く金額となります。また、担保評価額までの金額となります。

※2 貸付対象施設等によって異なりますので、詳細はお問い合わせください。

※3 貸付利率は契約締結時の利率が適用となります。また、利率は金利情勢に合わせて見直しますのでお問い合わせください。

※4 保証人不要制度を利用する場合は記載されている貸付利率に0.05%が上乗せされます。
(無利子の期間は0.05%となります。)

(注意点) ご融資には審査があります。

【ご不明な点はこちらまで⇒0120-3438-62 (福祉医療機構 震災相談窓口直通)】

○東日本大震災にかかる復興のための資金の対象となる社会福祉施設

高齢者福祉施設	貸付けの相手方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム ・ 養護老人ホーム ・ ケアハウス } (29人以下のもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人 ・ 日本赤十字社 ・ 医療法人 ・ 一般社団・一般財団法人
<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 老人デイサービスセンター（事業） ・ 老人短期入所施設（事業） ・ 訪問介護事業 ・ 複合型サービス福祉事業所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人

障害者福祉施設	貸付けの相手方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護事業所 ・ 重度訪問介護事業所 ・ 生活介護事業所 ・ 短期入所事業所 ・ 重度障害者等包括支援事業所 ・ 自立訓練事業所 ・ 就労移行支援事業所 ・ 就労継続支援事業所 ・ 共同生活援助事業所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人
<ul style="list-style-type: none"> ・ 行動援護事業所 ・ 同行援護事業所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人 ・ 日本赤十字社 ・ 医療法人
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人 ・ 日本赤十字社 ・ 一般社団・一般財団法人

児童福祉施設	貸付けの相手方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児通所支援事業所 ・ 保育所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人